

北海道療育園改築整備にかかる基本設計委託業務特記仕様書（案）

（令和 8 年 6 月）

以下の整備計画・諸室構成は現時点での検討案であり、基本設計業務の中で受託者と協議の上、確定するものとする。

1. 施設の概要

（1）基本情報

名称 北海道療育園
所在地 旭川市春光台 4 条 10 丁目
用途 医療法・児童福祉法・障害者総合支援法等に基づく重症心身障害児者施設（病院）
法人 社会福祉法人北海道療育園

（2）現行施設の状況

現行施設の平面図については別添 1 を、諸室面積一覧については別添 2 を参照すること。
建物規模（改築前） 延べ 13,123.81 m²（6 病棟・管理棟・診療棟・訓練棟・給食棟等）
築年数 第一～第三療育課（昭和 43～45 年築）、第四・第五療育課（昭和 52 年築）、第六療育課（平成 11 年築）
現行定員 336 床（精神病床 180 床・一般病床 156 床）
総職員数 509 名（令和 8 年 6 月 1 日現在）

（3）整備後の定員構成

【入所】 336 床
精神病床 180 床（60 床×3 病棟）
一般病床 156 床（55 床×2 病棟、46 床×1 病棟）
【短期入所】 10 床（一般病床 46 床病棟に併設）
【通所】 旭川通園事業所 17 名（児童発達支援・放課後等デイサービス 7 名・生活介護 10 名）

2. 新施設のコンセプト

北海道療育園は、以下の 4 つの柱を基本コンセプトとして、新施設の整備を進める。

（1）**センター施設としての役割** 広大な北海道を圏域に、重症心身障害児者施設の持つ療育・医療・教育・研究と入所機能を生かした在宅生活児者の療育支援やセーフティネットの役割を担うセンター施設とする。とりわけ、上川を中心とした、北空知、留萌、宗谷の道北圏域、オホーツクの遠紋圏域をエリアとして、短期入所、長期入所の需要に応える体制を構築する。

（2）**重症心身障害児者支援を中核とした福祉医療施設** 重症心身障害児者への支援を中核として、医療的ケア児支援法の改正法案も動向を注視しつつ、18 歳を過ぎて濃厚な医療的ケアが

必要となった重複障害者への支援を提供できる施設とする。

(3) 利用者・家族の well-being を支える施設 法人の基本理念に則り、障害児者やその家族にとって well-being な生活の実現を支援する施設とする。可能なかぎり居室の個室化、ユニット化を検討し心身共に満たされた施設とする。

(4) 地域の福祉・医療インフラと連携する施設 障害に係る福祉・医療の地域のインフラと連携できる施設とする。

3. 整備計画（案）

(1) 工事区分

第1期工事

一般病棟 A 病棟（短期入所 10 床併設）・B 病棟・C 病棟を新築する。

第2期工事

精神病床 D 病棟・E 病棟を新築する。第六療育課（F 病棟）は大規模修繕を実施し精神病床として活用する。

その他工事

管理棟・旭川通園事業所を新築する。保育所・こまくさ寮を解体する。

(2) 既存施設の活用方針（案）

第六療育課（F 病棟） 大規模修繕により精神病床（60 床）として活用する。

第二療育課 リハビリテーション科・つーるぼっくす等への活用を検討する。

第三療育課 物品庫・カルテ庫等への活用を検討する。

診療棟・給食棟・訓練棟 継続使用または改修の上活用する。

(3) 年次計画（案）

令和 8～9 年度 基本設計

令和 10 年度 実施設計

令和 11～14 年度 第1期・第2期・その他工事

※補助金等の状況により、上記スケジュールがずれる場合がある。

(4) 補助金・融資（予定）

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（厚生労働省・旭川市）

次世代育成支援対策施設整備費交付金（こども家庭庁・北海道）

独立行政法人福祉医療機構（福祉・医療貸付）

4. 施設整備の基本方針

施設整備にあたっては、以下の基本方針を遵守すること。

- ① 法人の基本理念を念頭においた利用者中心の施設構造を検討する
- ② ユニバーサルデザインを基本に検討する
- ③ コンパクトかつシンプルとなるよう検討する
- ④ 省エネ対策を考慮した構造を検討する
- ⑤ 感染症対策を考慮した構造を検討する
- ⑥ 災害時の避難等を考慮した構造を検討する
- ⑦ 安心、安全な構造となるよう検討する
- ⑧ ノーリフト介護を基本に検討する
- ⑨ モニターなど ICT 等を考慮した構造を検討する

5. 設計の基本方針

以下の設計条件を満たすこと。

- (1) **個室化・ユニット化** 可能な限り居室の個室化・ユニット化を推進し、生活空間と活動空間を分離すること。利用者・家族の well-being を実現する住環境設計とすること。
- (2) **ノーリフト介護** 天井走行式リフトを全居室・浴室に設置できる構造とすること。
- (3) **行動障害・異食対応** 精神病床において、行動障害・異食対応が必要な利用者に対応できる居室・ユニット構成とすること。当該居室は安全上の配慮が十分な構造とすること。
- (4) **医療機能への対応** 酸素・吸引パイピングを居室・特別室・多目的室・廊下等の必要箇所に設置すること。停電・断水時においても医療を継続できる非常用電源・医療ガス設備を整備すること。病棟内の換気システムは感染対策上、他病棟と独立した構造とすること。
- (5) **ICT・セントラルモニター** セントラルモニター・離床センサー・電子カルテ連動・見守りカメラ・AIセンサー等の ICT 機器の設置に対応できる配線・スペースを確保すること。
- (6) **省エネ・ZEB** 省エネ・ZEB 化の可能性を検討しつつ、寒冷地仕様の高断熱構造・高効率空調・再生可能エネルギー活用等を検討すること。ライフサイクルコスト（LCC）の低減に配慮すること。

6. 部門別の諸室構成（案）

各部門に必要な諸室及びその機能・条件を示す。諸室の規模・配置・仕様は、病院・福祉施設の法令基準を満たした上で、受託者が提案すること。

6.1 精神病床（D・E病棟 各60床）

※1 病棟あたり約 15 名/1 ユニット（4 ユニット）を基本に構成すること。

※F 病棟（第六療育課）については大規模修繕により精神病床として継続活用する。修繕の範囲・内容は現況調査をふまえ基本設計業者と協議の上決定する。

諸室名	必要な機能・条件
居室	<p>全介助利用者に対応した居室構造とすること</p> <p>天井走行式リフトを設置できる構造とすること</p> <p>酸素・吸引パイピングが必要な利用者に対応できること</p> <p>行動障害・異食対応が必要な利用者の居室は安全上の配慮を十分に行うこと</p> <p>感染対策上、個室または区画分離できる居室を確保すること</p> <p>利用者ごとの収納スペースを確保すること</p> <p>車椅子収納スペースをユニット毎に確保すること</p>
特別室	<p>陰圧室として空気感染に対応できる構造とすること</p> <p>酸素・吸引パイピング設備を完備すること</p> <p>洗面台（水回り）を設置すること</p> <p>多目的室と近接して配置すること（パイピング配管のため）</p>
デイルーム・サンルーム	<p>ユニット毎に設置すること</p> <p>日中活動・食事・生活空間として機能すること</p> <p>車椅子・フロアでの活動に対応できるスペースを確保すること</p> <p>少人数の職員で安全に管理できる空間構成とすること</p>
多目的室	<p>酸素・吸引パイピング設備を完備すること</p> <p>洗面台（水回り）を設置すること</p> <p>訓練・活動・遊び・看取り時の家族宿泊等に対応できること</p> <p>特別室と近接して配置すること</p>
詰所（ナースステーション）	<p>病棟全体を見渡せる位置・構造とすること</p> <p>ICT 機器（セントラルモニター・離床センサー等）を設置できること</p>
管理職室	<p>課長・看護師長・育成主幹の執務スペースを確保すること</p>
浴室・脱衣室	<p>全介助利用者の入浴に対応した機械浴設備を設けること</p> <p>天井走行式リフトを設置できる構造とすること</p> <p>脱衣室は浴室に隣接して配置すること</p>
トイレ	<p>男女別に設置すること</p> <p>リフターを使用できるスペースを確保すること</p> <p>汚物処理に対応した構造とすること</p>
汚物室	<p>汚物処理設備を設けること</p> <p>清潔物と不潔物の搬出動線を分離できる構造とすること</p> <p>搬出に際しエレベーター等を活用できる位置に配置すること</p>
廊下	<p>ストレッチャー・ベッドが通行・旋回できる幅を確保すること</p> <p>電動車椅子同士がすれ違える幅を確保すること</p>

	手すりを設置すること（廊下の通行を妨げない形状） 酸素・吸引配管を設置すること
その他	ミーティングルーム（カンファレンス等） 薬剤師作業スペース（整薬・点滴管理） 休憩室・更衣室・仮眠室（職員用） 物品庫（清潔庫・汚物庫） リネン室（清潔物と不潔物の区分が可能な構造・外部業者が搬入できる経路）

6.2 一般病床（A・B・C病棟 A病棟 46床＋短期入所 10床、B・C病棟各 55床）

※A病棟は短期入所 10床と一体的に運営できる構造とし、感染症発生時には区画分離できること。

諸室名	必要な機能・条件
居室	全介助利用者に対応した居室構造とすること 天井走行式リフトを設置できる構造とすること 酸素・吸引パイピングを設置すること セントラルモニター等の医療機器に対応した配線を確保すること 利用者ごとの収納スペースを確保すること
特別室	陰圧室として空気感染に対応できる構造とすること 酸素・吸引パイピング設備を完備すること 洗面台（水回り）を設置すること
デイルーム・サンルーム	日中活動・食事・生活空間として機能すること 車椅子・フロアでの活動に対応できるスペースを確保すること
多目的室	精神病床に準ずること
詰所（ナースステーション）	病棟全体を見渡せる位置・構造とすること 申し送りができる中央テーブルを設置できること セントラルモニター等を設置できること
浴室・脱衣室	全介助利用者の入浴に対応した機械浴設備を設けること 脱衣室は浴室に隣接して配置すること
廊下	ストレッチャー・ベッドが通行・旋回できる幅を確保すること 酸素・吸引配管を設置すること（防災時の避難先配管としても機能すること） 手すりを設置すること
その他	精神病床に準ずること（管理職室・ミーティングルーム・休憩室・更衣室・仮眠室・物品庫・リネン室・汚物室等）

6.3 短期入所事業所（A 病棟に併設 10 床）

※平常時は A 病棟と一体的に運営し、感染症発生時には物理的に区画分離できる構造とすること。

諸室名	必要な機能・条件
居室	全介助・医療的ケアが必要な利用者に対応した居室構造とすること 天井走行式リフトを設置できる構造とすること 酸素・吸引パイピング設備を完備すること 行動障害のある利用者にも対応できる構造とすること
デイルーム・フリースペース	日中活動・食事スペースとして機能すること 特定短期入所（日帰り利用）の受入・引き渡しにも対応できること
浴室・脱衣室	全介助利用者の入浴に対応した設備を設けること 脱衣室は浴室に隣接して配置すること
スタッフルーム	A 病棟の詰所と視認性・連携が確保できる位置に配置すること
その他	管理者室・リネン室（A 病棟と共有可）・トイレ・汚物室・玄関ホール

6.4 旭川通園事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護）

諸室名	必要な機能・条件
発達支援室・訓練作業室	児童発達支援・放課後等デイ（定員 7 名）と生活介護（定員 10 名）に対応した設備基準を満たすこと 全介助の利用者に対応した職員の動線・スペースを確保すること ハンモック等のリラクゼーション機器を設置できる構造とすること 送迎車両からの移動動線を確保すること
浴室・脱衣室	全介助利用者の入浴に対応した設備を設けること 脱衣室は浴室に隣接して配置すること
車椅子置き場	定員分（17 名）の特製車椅子を収納できるスペースを確保すること 発達支援室に近接した位置とすること
玄関	送迎車両から直接出入りできる玄関・ポーチを設けること 雨・雪を防げる構造とすること
その他	事務室（医師の記録スペースを含む）・相談室・トイレ・洗面所・収納スペース・流し台（医療用・一般用）

6.5 管理棟

※法人・管理・医局・事務・支援事業・療育の各部門を集約すること。

諸室名	必要な機能・条件
法人・役員部門	理事長室・専務理事室・法人事務局長室・応接室・会議室 等
医局部門	園長室・副園長室・医療顧問室・医局・非常勤医室・医師当直室 等
事務部門	来客受付・庶務課・経理課・管理課・車両センター・相談室・事務当直室・給湯室・サーバー室・コピー（印刷）室 等
支援事業部門	支援事業部長室・事務室・保護者対応用面談スペース（応接室） 等
療育部門	療育部長室・事務室 等
共用・全体	エントランス（正面玄関・車寄せ）・受付・待合室・売店・喫茶スペース 大会議室（80人規模・福祉避難所としての機能を持たせること） 中会議室・小会議室（WEB研修室兼用） 職員食堂・厨房・職員カウンセリング室・図書室カルテ庫・病歴管理室・施設内 保育所・スヌーズレン室・ミニシアター室・ユニバーサルトイレ・男女トイレ・とらいあ んぐる事務所

6.6 診療棟ほか（既存施設の継続使用または改修）

諸室名	必要な機能・条件
外来	診察室 3 室（職員外来兼用 1 室・重心外来歯科外来用 1 室・神経発達外 来用 1 室）・処置室・待合
薬剤科	調剤室・製薬室・DI 室・倉庫・スタッフルーム 全自動配薬機の導入に対応できるスペースを確保すること
検査科	防音室（脳波・心電図・聴覚検査）・生理検査室（シールド処理が必要）・ 物品庫・スタッフルーム
リハビリテーション科	入所リハビリ部門（リハ室・理学療法個室・作業療法個室・言語療法個室・工 作室等） 外来リハビリ部門（リハ室・個室・収納庫等） 外来診察室・詰所・ミーティングルーム 第二療育課の改修による活用を検討すること
ME 室（臨床工学）	酸素・吸引設備・水回りを確保すること
放射線科	CT 撮影室・X 線透視室・X 線撮影室・操作室
その他	中央材料室・つーるぼっくす（工作室・ウレタン加工室・木工加工室・縫製スベ

	ース・材料収納庫) 第二療育課への活用を検討すること
--	-------------------------------

7. 整備予算

改築整備にかかる費用の目安は本体工事（電気・機械設備工事・外構工事・設計・調査費、既存建物解体工事費を含む。）を含む総事業費とする。なお、本仕様書に記載されている整備計画・諸室構成等はいくまで現時点における検討案であり、基本設計業務の中で受託者と協議の上、確定するものとする。設計にあたっては経済性に配慮しつつ、法人と協議の上コスト計画を確定すること。

以下の補助金・融資の活用を予定しており、各要件を踏まえた整備計画とすること。

- (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（厚生労働省・旭川市）
- (2) 次世代育成支援対策施設整備費交付金（こども家庭庁・北海道）
 - ※老朽民間社会（児童）福祉施設（等）の整備
- (3) 独立行政法人福祉医療機構（福祉・医療貸付）
- (4) 上記以外の助成金についても活用を模索する。

8. 業務の範囲

本業務（基本設計）に含まれる主な作業は以下のとおりとする。

(1) 事前調査・確認業務

関係法令調査（医療法・建築基準法・消防法・児童福祉法・障害者総合支援法等）

敷地調査（測量・地盤・インフラ確認）

既存建物調査（第六療育課を含む改修対象建物の現況把握）。なお、劣化診断が必要な場合は別途協議する。

補助金・融資要件の確認（7.(1)から(4)による）

(2) 基本設計図書の作成

配置計画・平面計画・立面計画・断面計画

構造計画・設備計画（電気・機械・衛生・医療ガス等）

省エネ計画（ZEB 化の可能性を含む。ZEB 化を採用する場合は ZEB 認証申請手続きに対応すること。）

工事費概算の算定（第 1 期・第 2 期・その他工事別）

工事工程計画（案）（利用者への影響を考慮した工程計画）

模型・パース等の作成

(3) 関係機関との協議支援

建築確認申請をはじめとする各種申請・届出に必要な事前協議への対応および図書の作成

医療法等に基づく関係機関への届出・手続きに係る事前協議への対応
消防・保健所等との事前協議への対応

(4) 補助金・融資申請支援

補助金・助成金および融資の申請に必要な設計書類・図面の作成（7.(1)から(4)による）

(5) 打合せ・説明業務

打合せおよび打合せ記録の作成

打合せは法人が必要と認める頻度で実施すること

打合せ記録は都度作成し、法人の確認を得た上で保管すること

9. 留意事項

(1) 工事期間中の利用者対応

改築工事の期間中、利用者が施設内で生活を継続することを前提とした工程計画を提案すること。

工事中の騒音・振動・粉塵・感染リスク等が利用者の生活に与える影響を最小化する計画とすること。

工事区域と利用者生活区域の動線を明確に分離できる配置計画とすること。

(2) 補助金・融資要件への対応

補助金申請に際し、補助対象面積・補助基準単価等の要件を考慮した設計とすること。詳細な要件については法人と協議の上確認すること。

独立行政法人福祉医療機構の借入申請に必要な図面の縮尺・内容・様式等に対応すること。

補助金申請のスケジュールに合わせた設計進行管理を行うこと。

(3) 医療法等関係法令への対応

医療法・建築基準法・消防法・児童福祉法・障害者総合支援法等の関係法令を遵守すること。

精神病床・一般病床（特殊疾患療養病棟・障害者入院基本料等の入院料区分を含む）を有する病院として求められる構造設備基準への適合を確認すること。

関係機関（保健所・消防署・建築確認機関等）との事前協議を受託者が主体的に行うこと。

(4) その他

設計に際しては本仕様書のほか、法人が提示する関連資料を参照すること。

設計内容に関して不明な点または確認が必要な事項が生じた場合は、速やかに法人に確認すること。

基本設計の成果物は、次段階の実施設計に引き継ぐことを前提とした内容とすること。

10. 成果物一覧

基本設計業務の成果物は以下のとおりとする。縮尺・仕様・提出部数については契約後に法人と協議の上決定する。電子データは PDF 形式および CAD データで提出すること。

(1) 基本設計図書

・設計概要書・配置図・各階平面図・立面図・断面図・構造計画説明書・設備計画説明書（電気・機械・衛生・医療ガス）・省エネ計画書（ZEB化の可能性を含む）・工事費概算書（第1期・第2期・その他工事別）・工事工程計画（案）・模型・パース等・その他基本設計に必要な図書一式

(2) 関係機関協議用図書

・各種申請・届出に必要な事前協議用図書一式

(3) 補助金・融資申請用図書

・補助金・融資申請に必要な図書一式（7.(1)から(4)による）・その他法人が必要と認める申請用図書一式

(4) 打合せ記録・報告書

・打合せ記録・業務報告書・その他必要な書類一式

なお、成果物の著作権は受託者に帰属するが、法人は補助金申請・融資申請等の目的で使用することができる。

以上